

## 2023年9月定例会 松谷 清議員 総括質問資料①

### 1. マイナンバー制度とマイナ保険証などについて

共同通信社©2023全国自治体トップアンケート【マイナンバーカードに関する緊急調査】

<設問はここから始まります>全部で8問あります。

選択肢によって次の答える設問が異なる場合があります。

☆は必須回答設問です。

ご回答はウェブ回答フォームからご入力ください。

<https://forms.office.com/r/YdJ61zffZT>

問1：政府は「2022年度末までに『ほぼ全国民』がマイナンバーカードを取得する」との目標を掲げ、カード取得者に最大2万円分のポイントを付与する「マイナポイント」制度、自治体の交付事務支援に加え、地方交付税の算定基準にカード普及率を反映させるといった方針を打ち出すなど、普及を促進してきました。こうした政府の取り組みに対する貴殿の受け止めとして最も近いものを以下の選択肢から一つお選びください。☆

- ① 評価する
- ② どちらかといえば評価する
- ③ どちらかといえば評価しない
- ④ 評価しない
- ⑤ その他

[回答： ④ ]

問2：問1の選択肢を選んだ理由を具体的に記入してください。☆

(記述式)

番号法において地方自治体が制度に協力する旨は規定されているものの、法定受託している事務はあくまで「カードの交付」であり、カードの普及率を地方交付税の算定基準に反映させるなど都市間競争の材料にすることで、申請拡大業務そのものも事実上地方自治体の事務としていることは遺憾

マイナポイント等の普及促進策については、数回にわたる期限の延長がおこなわれ、延長時期についても元の期限のぎりぎりまで自治体に通知されないなど、都度自治体側は予算及び人員確保、委託の実施などの対応に追われた。

問3：カード交付やマイナポイント申請支援等にかかる貴自治体の事務負担についてどう感じていますか。貴殿の受け止めに最も近いものを以下の選択肢から一つお選びください。「⑥ その他」を選んだ場合は具体的に記入してください。☆

- ① 重い
- ② やや重い
- ③ 普通
- ④ やや軽い
- ⑤ 軽い
- ⑥ その他 ( )

[回答： ① ]

問4：政府はマイナンバーカード普及や利用機会拡大だけでなく、自治体に対しては2025年度中にシステム共通化を完了させるよう求めるなど、行政サービスのデジタル化を加速させています。政府が取り組む行政サービスデジタル化のスピード感について、貴殿の受け止めに最も近いものを以下の選択肢から一つお選びください。「⑥その他」を選んだ場合は具体的に記入してください。☆

- ① 速すぎる
- ② やや速い
- ③ 適切
- ④ やや遅い
- ⑤ 遅すぎる
- ⑥ その他（具体的な自治体側の実施内容が定まったうえでスタートを切っているのであれば「適切」と思えるが、現状はシステム共通化などのその内容明示が非常に遅く、目標と期限ありきで進んできており、スピード感以前に適切なスケジュールではない。）

[回答：⑥]

問5：政府は2024年秋に従来の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する（「マイナ保険証」）方針を決めています。この方針について、貴殿の受け止めに最も近いものを以下の選択肢から一つお選びください。「④その他」を選んだ場合は具体的に記入してください。☆

- ① 予定通り健康保険証を廃止すべきだ
- ② 保険証廃止を延期すべきだ
- ③ 保険証廃止を撤回すべきだ
- ④ その他（カードの所持が義務ではないことと保険証の廃止の矛盾についての解決方法が示されていない。）

[回答：④]

問6：健康保険証廃止・マイナンバーカードとの一体化に向けて取り組むに当たり、貴自治体として最も不安を抱いている課題を以下の選択肢から一つお選びください。「⑩その他」を選んだ場合は具体的に記入してください。☆

- ① マイナ保険証登録の事務負担
- ② カード紛失者への再発行手続きの事務負担
- ③ 資格確認書発行の事務負担
- ④ システム障害や災害時の対応
- ⑤ 誤登録や個人情報漏えいなどカードを巡るミス対応
- ⑥ 医療機関での混乱など地域医療への影響
- ⑦ 住民に対するマイナ保険証のメリット説明
- ⑧ 住民の苦情対応



⑨ 特に不安はない

⑩ その他 ( )

[回答: ⑥ ]

問7:健康保険証とマイナンバーカードとの一体化に向けた取り組みについて、貴自治体での取り組みや今後の対応方針、一体化の方針への受け止めなどについて具体的に記入してください。

(記述式)

一体化については、マイナンバーカードと健康保険の情報の一体化、健康保険証を廃止しマイナンバーカードのみとする一体化の二つの問題がある。健康保険証は使用頻度が高い人もいる中、保険証が廃止された場合は様々な情報が紐づけされているマイナンバーカードを高頻度で持ち歩く必要がある人もいる。それに不安を持つ人がいるのは当然と言える。それに対し、資格確認証の発行の事務が現状不透明であり、保険者の事務負担増にも懸念がある。

問8:マイナンバーカードの利用範囲の拡大への受け止めや、一連のトラブルを受けた一斉点検要請など政府の対応、自治体システムの共通化、行政サービスのデジタル化などに関して国に求めることなどがあれば、自由に記述してください。

(記述式)

【マイナンバー点検について】

地方自治体の現場の実態を想像、想定した上で、政府方針をお決めいただきたい。方針決定にあたっては以下を考慮いただきたい。

- ・具体的な手法、対象となる者の条件の明示
- ・適切な点検期間の設定
- ・自治体職員の作業負担軽減の考慮
- ・点検に要する費用の措置

【行政サービスのデジタル化】

政府決定により、地方自治体で必ず行わなければならない作業が生じた場合、それらに必要な予算措置や十分な期間の確保といった自治体側の実情も勘案いただきたい。

<設問は以上です。ご協力ありがとうございます>

## 2023年9月定例会 松谷 清議員 総括質問資料②

### 2. 脱炭素社会と気候市民会議・学校の断熱化等について

環境政策 対話 研究所 HP より

<https://inst-dep.com/free/kawasaki9217391386>

気候市民会議「脱炭素かわさき市民会議」

#### ■脱炭素かわさき市民会議市民提案

当研究所は川崎市地球温暖化防止活動推進センターと共催で『脱炭素かわさき市民会議実行委員会』を立ち上げて『脱炭素かわさき市民会議』を実施いたしました。2021年5月から半年間で6回開催した市民討議の結果を集約し、11月11日、「脱炭素かわさき市民会議からの提案—2050年脱炭素かわさきの実現に向けて—」を公表しました。同日、参加市民代表5名と実行委員2名が川崎市長に面会し、市民提案書を手渡しの上、現在進められている川崎市の地球温暖化対策計画に活かしていただきたい旨、申し入れを行いました。

市民提案の内容は、下記をご参照下さい。

pdf : 脱炭素かわさき市民会議\_市民提案(2021年11月).pdf (1.86MB)

脱炭素かわさき市民会議は、無作為抽出で選ばれて参加頂いた市民の皆様、専門家・ファンリテーターとして参画頂いた方々、そして記録・運営等の業務に関わって頂いた方々等、多くの皆様に対して、この場をお借りして御礼申し上げます。

また、この市民会議は、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金の活動助成、公益財団法人地球環境戦略研究機関の調査研究委託、一般財団法人新技術振興渡辺記念会の調査研究助成を得て実施いたしましたことを報告いたします。

当研究所は、これまで培ってきた経験・ノウハウを基に、今後とも、多くの自治体、地域社会における脱炭素社会に向けた市民会議の実施を応援して参ります。

#### ■ 2021年脱炭素かわさき市民会議の詳細

神奈川県川崎市において、無作為抽出を基礎として集まった市民による脱炭素社会づくりを目指した「脱炭素かわさき市民会議」が2021年5月22日から10月23日まで全6回行われました。

2021年脱炭素かわさき市民会議とは？

#### 【第一回】

日時:2021年5月22日(土) 13:00~16:00

会場:中原区役所5階会議室&オンライン

## 第1回脱炭素かわさき市民会議

資料 ①脱炭素かわさき会議 第1回進行

②なぜ脱炭素社会に変わるのか？ 西岡秀三氏(地球環境戦略研究機構)

### 【第二回】

日時:2021年6月19日(土) 13:00~16:30

会場:中原区役所5階会議室&オンライン

## 第2回脱炭素かわさき市民会議

資料 ①脱炭素かわさき市民会議 第2回進行

②脱炭素社会はどのように実現するのか？

杉山範子氏(名古屋大学未来社会創造機構)

③脱炭素川崎市温暖化対策

### 【第三回】

日時:2021年7月17日(土) 13:00~17:00

会場:中原区役所5階会議室&オンライン

## 第3回脱炭素かわさき市民会議

資料①脱炭素かわさき市民会議 第3回進行

②進め方主催者提案 柳下正治氏(環境対策対話研究所)

③参加者への期待 西岡秀三氏(地球環境戦略機構)

④移動と脱炭素 松橋啓介氏(国立環境研究所)

⑤住から脱炭素を考える 磐田朋子氏(芝浦工大)

⑥消費と脱炭素 吉田哲郎氏(川崎市環境総合研究所)

### 【第四回】

日時:2021年8月21日(土) 13:00~17:00

会場:中原区役所5階会議室&オンライン

第4回は、「移動」、「住」、「消費」の3つのテーマに分かれて、討議を行いました。

## 第4回脱炭素かわさき市民会議

資料 ①「移動」に関する市民提案検討資料

②「住」に関する市民提案検討資料

③「消費」に関する市民提案検討資料

### 【第五回】

日時:2021年9月18日(土)13:00~17:00

会場:中原区役所5階会議室&オンライン

第5回は、前回3つのグループに分かれた「移動」、「住」、「消費」の継続討議を行いました。

#### 第5回脱炭素かわさき市民会議

資料 pdf 脱炭素かわさき進行 PPT0918\_fin.pdf (3.31MB)

#### 【第六回】

日時:2021年10月23日(土) 13:00~16:00

会場:ユニオンビル 2階セミナールーム(武蔵小杉)

#### 第6回脱炭素かわさき市民会議

資料 pdf 脱炭素かわさき進行 PPT1023R.pdf (0.86MB)

主催:脱炭素かわさき市民会議実行委員会

共催:一般社団法人環境政策対話研究所

川崎市地球温暖化防止活動推進センター

協力:川崎市、国立研究開発法人国立環境研究所、

IGES(公益財団法人地球環境戦略研究機関)、

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット、川崎信用金庫

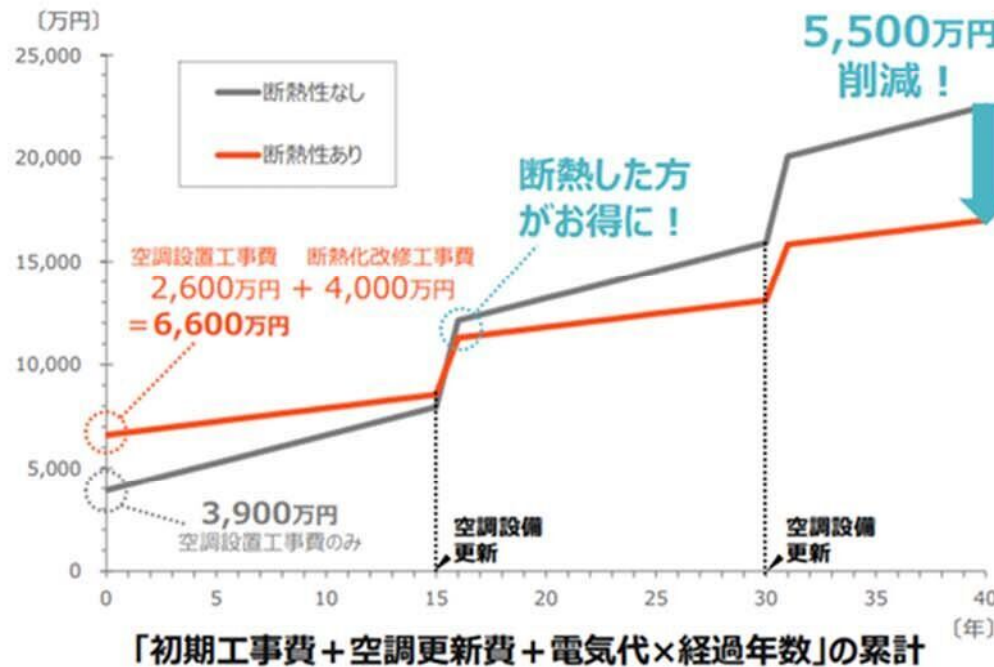
■朝日新聞社 2021年11月22日朝刊7面「記者解説—「気候正義」実現への道—」(石井編集委員)が掲載されました。

そのなかで、「脱炭素かわさき市民会議」のことが引用され、紹介されています。

## 体育館の断熱性確保による電気代削減効果について (試算)

- 断熱性の無い体育館<sup>※1</sup>に空調機を設置する場合及び、断熱化改修工事を実施<sup>※2</sup>した上で空調機を設置した場合の工事費と電気代を試算

| 所在地：東京<br>延床面積：930㎡ | 工事費     |         | 空調設備   |     |     | 電気代     |
|---------------------|---------|---------|--------|-----|-----|---------|
|                     | 空調設置    | 断熱化改修   | 定格冷房能力 | 室内機 | 室外機 |         |
| 断熱性の無い体育館           | 3,900万円 | —       | 128kW  | 8台  | 2台  | 280万円/年 |
| 断熱性を確保した体育館         | 2,600万円 | 4,000万円 | 70kW   | 5台  | 2台  | 140万円/年 |



- 断熱性の無い場合、確保した場合それぞれで空調負荷計算を行い空調機を選定した結果、断熱性無しでは冷房能力は128kW（室外機2台、室内機8台）が必要であったが、断熱性を確保していれば冷房能力を70kW（室外機2台、室内機5台）に抑えられると試算。

- 一定の条件<sup>※3</sup>で空調を稼働した場合の電気代<sup>※4</sup>は、断熱性無しでは年間280万円、断熱性確保では年間140万円。

- 空調設置時に断熱化改修工事を実施することで、15年目の空調更新<sup>※5</sup>の際に断熱化改修工事費の回収が可能。40年で5,500万円の経費を削減。<sup>※6</sup>

※1 東京に立地する延床面積930㎡の体育館を想定。  
 ※2 屋根は断熱カバー工法を想定、内壁は断熱化の上、シナ合板張りを想定。  
 ※3 日最高気温28℃以上の日に冷房を稼働し、15℃以下の日に暖房を稼働すると仮定し、年間に冷房約3か月間、暖房約3か月間稼働すると設定。  
 ※4 電気料金は1kWhあたり30円で設定。  
 ※5 空調設備の更新期間は15年で設定。  
 ※6 一定の条件における試算であり、必ず同様の結果が出ることを保証するものではない。



2023年9月定例会 松谷 清議員 総括質問資料②

2. 脱炭素社会と気候市民会議・学校の断熱化等について

出典:焼津市市民環境部環境課

焼津市学校断熱ワークショップCO2削減啓発事業支援業務委託 仕様書

1 目的

焼津市のゼロカーボンシティに向けた環境教育の一環として、二酸化炭素排出抑制の意識醸成を図るとともに、ゼロカーボンシティを目指す機運醸成を図ることを目的に、建物の断熱化の有効性に関するセミナー（以下、「意識啓発セミナー」という。）や小学校の1教室をモデルとして※簡易的な断熱化施工を施す市民参加型ワークショップ（以下、「断熱ワークショップ」という。）を通して、学習機会を提供する「焼津市学校断熱ワークショップCO2削減啓発事業」を実施する。

※簡易的な断熱化施工を施す市民参加型ワークショップのイメージ・・・天井裏の断熱化（断熱材を重鎮）、外壁面の断熱化、サッシの断熱化（二重窓化等）など、簡易的かつ簡単な断熱化施工を市民参加型ワークショップ形式で行う。

2 経緯

焼津市では、第3次環境基本計画において、重点プロジェクトの一つとして「環境教育の推進」に取り組んでいる。また、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、脱炭素の実現に向けた取組を推進している。

本事業は、断熱化効果等を検証するための実証実験として実施し、断熱化効果を見える化したうえで、広く市民や市内事業所、団体等への啓発につなげていくことで、本市のゼロカーボンシティの実現に向けた取組を目指す。

3 事業スケジュール（予定）

(1) 意識啓発セミナー

開催日程：契約締結日～8月22日（火）までに行う。（年末年始を除く）

時間：18：00～21：00までの2時間以内

会場：市内公民館を予定

対象：焼津市民（目標：30人）

(2) 断熱ワークショップ

実施日程：8月19日（土）（予定）

※教室使用可能期間：8月17日（木）～8月22日（火）

時間：未定

会場：焼津市立小川小学校（別紙「施設概要」を参照）

対象：小学校の生徒及びその親（目標：30人）

※いずれも詳細スケジュールに関しては、市と協議のうえ、決定する。



#### 4 実施内容

##### (1) 意識啓発セミナーの開催支援に関すること

###### ア 参加者の募集

- ・告知用のチラシを制作し、市に確認したうえで、印刷すること(A4サイズ300部程度)

###### イ 講師の招聘

- ・目的、趣旨に沿った専門家を選定し、市と協議のうえ、適切な講師を招聘すること
- ・講師との連絡や講義資料などの各種調整は、受託業者が行うこと

###### ウ 意識啓発セミナーの開催

- ・セミナーの内容は、建物の断熱化の有効性に関するものを一般に理解できるものとし、当事業で実施する断熱ワークショップにつながる内容にすること
- ・当日の運営補助を行うこと
- ・セミナー開催に係る施設使用料や講師謝金、交通費等の経費は、委託費に含まれるものとする。

##### (2) 断熱ワークショップ実施に関すること

###### ア 参加者の募集

- ・告知用のチラシを制作し、市に確認したうえで、印刷すること(A4サイズ300部程度)

###### イ 事業実施準備

- ・断熱ワークショップの実施範囲と実施方法を市と協議のうえ、決定すること
- ・断熱化施工に係る原材料の調達及び設計等については、市と協議のうえ、準備を行うこと
- ・断熱化ワークショップ実施に際し、関係者との調整に必要な資料等を作成すること

###### ウ 講師の招聘

- ・目的、趣旨に沿った専門家を選定し、市と協議のうえ、適切な講師を招聘すること(意識啓発セミナーと異なる講師でも可。ただし、異なる場合は、意識啓発セミナーとの関連性を予め説明しておくこと)
- ・講師との連絡や講義資料などの各種調整は、受託業者において行うこと

###### エ 断熱ワークショップの実施

- ・現地にて、断熱ワークショップの進行や作業内容の説明等に係る運営補助を行うこと
- ・断熱ワークショップ実施に係る原材料費や謝金、交通費等の経費は委託費に含まれるものとする。

#### オ 事後作業

- ・事後作業において、問題が生じた場合は市とともに、適切な対応を行うこと

#### カ その他

- ・断熱ワークショップ実施に当たり、参加者が想定されるケガや事故に適用する保険に加入すること

### 4 業務履行要件

- (1) 受託者は、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、市の承認を得ること
- (2) 業務の詳細については市と協議のうえ決定し、進捗状況を必要に応じて市に報告すること
- (3) 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、市に提出すること
- (4) 事業の実施にあたっては、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること
- (5) 緊急的に対応が必要な事項が発生した場合等は、受託者の本社、本店、支店又は活動拠点を置いている場所にかかわらず速やかに対応できる体制をとること

### 5 委託期間等

- (1) 契約締結の日から令和5年8月25日（金）まで
- (2) 委託期間終了後、必ず令和5年8月31日（木）（必着）までに業務完了届及び業務報告書を市に提出すること

### 6 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

### 7 その他

#### (1) 個人情報の保護

本事業の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、別記の焼津市個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措

置を行うこと。

(2) 秘密保持

本事業において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(3) 瑕疵担保責任

本業務の完了検査後1年以内に本仕様書との不一致及び不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこととする。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本市と受託者が協議のうえ、定めることとする。